

優れた技術や製品等を持つ中小企業者等の 海外展開を応援します！

海外出願支援事業補助金

中小企業等による特許、実用新案、意匠、商標等の海外出願に要する経費の一部を補助します。（申請時に既に国内で出願を行っており、採択後、同じ内容で海外に出願する予定のものが対象です。）

募集期間

令和8年7月31日(金)～8月31日(月) 17:00 必着

※交付申請書及び添付書類を郵送又は持参してください。

持参の場合：平日の午前9時～12時及び13時～17時

郵送の場合：8月31日(月) 17時 必着

※第3回目の公募は未定です。



経済産業省が運営する補助金申請システム「jGrants」を併用した申請も可能になりました。

- ・機密保持の内容を含む書類は郵送のみの受付となるため、本補助金では郵送と併用する必要があります。（“jGrantsと郵送の併用”と“郵送のみ”の選択）
- ・使用には認証システム「GビズID」を取得する必要があります。GビズIDの取得には、2～3週間程度の審査期間が必要となります。

補助対象者

愛媛県内に事業所を有する中小企業者又は中小企業者で構成されるグループ（構成員のうち中小企業者が3分の2以上を占め、中小企業者の利益となる事業を含む者）

- 知的財産を戦略的に活用し、経営の向上を目指す意欲があること。
- 補助を希望する出願に関し、外国で権利が成立した場合等に、当該権利を活用した事業展開を計画している、若しくは、助成を希望する商標登録出願に関し、外国における冒認出願対策の意思を有している中小企業者等であること。

補助額・補助率

補助額：上限300万円（複数案件の場合）

※案件ごとの上限は特許150万円、意匠・実用新案・商標登録60万円、抜け駆け対策商標30万円

補助率：補助対象経費の1／2以内



前向き企業の応援団

公益財団法人えひめ産業振興財団

補助対象出願

次の条件をすべて満たしている出願が対象となります。

- 応募時に既に日本国特許庁に対して特許、実用新案、意匠又は商標出願済みであり、採択後にその出願を基礎に優先権主張をして外国出願を年度内に行う予定であること
※商標出願については優先権がない外国出願も可とします。
※日本の特許出願を優先権主張の基礎にしないPCT出願（ダイレクトPCT出願を含む。）については、日本への国内移行予定のものに限ります。
※優先権がないハーグ出願については、出願時に日本国を指定締約国に含むものに限ります。
- 先行技術調査等の結果からみて、外国での権利取得の可能性が明らかに否定されないこと。
- 外国で権利が成立した場合等において「当該権利を活用した事業展開を計画している」又は「商標出願に関し、外国における冒認出願対策の意思を有している」こと。
※冒認出願とは、悪意の第三者による抜け駆け出願のこと。
- 外国出願に必要な資金能力及び資金計画を有していること。
- 既に日本国特許庁に行っている出願(PCT国際出願を含む。)と**同一の中小企業者名義**で行われる予定の出願
- **採択決定後**、発注/契約、実施、支払いが行われ、**令和8年2月26日までに実績報告書を提出**できる出願
- 外国出願に際し、審査請求が必要なものは各国特許庁が定める期日までに審査請求を行う出願、または出願後、中間応答が必要になった場合に応答する出願

補助対象経費

- 外国特許庁への出願手数料
- 代理人費用（国内代理人費用／現地代理人費用等）
- 翻訳にかかる経費等

【助成対象外経費】

- ・ 交付決定前に発生した経費（先行技術調査料など）
- ・ 国内消費税および海外での付加価値税、サービス税等
- ・ 一度外国特許庁に出願料を支払った後に追加的に外国特許庁に支払った費用（中間手続きに係る経費、審査請求費用、登録料、維持年金等）
- ・ PCT国際出願のうち、国際段階の手数料（国際手数料や取扱手数料、調査手数料・送付手数料、予備審査手数料）
- ・ 日本国特許庁に支払う印紙代及び代理人手数料



お問合せ先

公益財団法人えひめ産業振興財団 産学官連携推進課

〒791-1101 愛媛県松山市久米窪田町337-1 テクノプラザ愛媛内

TEL. 089-960-1294 FAX 089-960-1105

申請書及びチラシは財団ホームページからダウンロード可能です。



財団補助金HP